

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成21年12月1日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂つばき西地区建築協定

2 申請者の氏名

谷口 栄一

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目1番1から1番7まで、2番1から2番17まで、3番1から3番5まで、3番7から3番11まで、3番13から3番17まで、4番1、4番2、4番4から4番17まで、8番1から8番12まで、8番14から8番17まで、9番1から9番17まで、10番1から10番9まで、10番11から10番17まで、11番3から11番7まで、12番1から12番7まで、13番1から13番17まで、14番1、14番2、14番4から14番17まで、20番3から20番11まで、21番2から21番15まで、22番1、22番3から22番14まで、23番1から23番14まで、24番1から24番4まで、24番6及び24番8

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町5丁目3番6、3番12、4番3、8番13、10番10、11番1、11番2、14番3、21番1、22番2、24番5及び24番7

5 建築協定の事項

建築物の敷地，位置，用途，形態，意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成21年12月1日付け第13-007号

(都市計画局建築指導部建築指導課)